

## 萩観光広告宣伝助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光客の誘致及び萩市のイメージ向上を目的とした広告宣伝を促進するため、当該広告宣伝を行う事業者等に対し、一般社団法人萩市観光協会（以下「観光協会」という。）が萩観光広告宣伝助成金（以下「助成金」という。）の交付を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者等)

第2条 観光協会の会長（以下「会長」という。）は、予算の範囲内で、広告宣伝を行う事業者に、当該広告宣伝に要する経費について、助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付対象事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、前条の趣旨にあった広告宣伝を行う、萩市内の観光関連事業者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる広告宣伝に係る事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 配布物（印刷物）による広告宣伝
- (2) ネット配信による広告宣伝
- (3) 看板等による広告宣伝

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象事業の遂行に必要であることが明確な経費であること。
- (2) 第7条の助成金交付決定以降に生じた経費であること。
- (3) 証拠書類によって支払金額が確認できる経費であること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、消費税及び地方消費税を除く助成対象経費（1事業の助成対象経費が30万円を超える場合は、30万円）に2分の1を乗じて得た額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、萩観光広告宣伝助成金交付申請書(別記第1号様式)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付の決定をし、その旨を当該助成対象事業者に通知するものとする。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第8条 前条の通知を受けた助成対象事業者は、当該事業に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、萩観光広告宣伝助成金に係る事業の内容の変更承認申請書(別記第2号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の通知を受けた助成対象事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、萩観光広告宣伝助成金に係る事業の中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 会長は、第1項又は前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該変更又は中止若しくは廃止の承認を行い、その旨を当該助成対象事業者に通知するものとする。この場合において、会長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することができる。

(実績報告及び助成金額の確定)

第9条 助成対象事業者は、助成対象事業の完了後30日以内(助成対象事業の廃止の承認があった場合は、当該承認の日から30日以内)又は令和5年2月29日のいずれか早い日までに、萩観光広告宣伝助成金実績報告書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

2 会長は、前項の報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成対象事業者は、前条の助成金の額の確定の通知があった場合は、萩観光広告宣伝助成金請求書(別記第5号様式)を提出して、助成金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付している助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく会長の指示に違反したとき。

(2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 助成対象事業について、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

(4) 助成金の交付の決定の後生じた事業の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要が無くなったとき。

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(助成事業に関する書類の管理等)

第12条 助成対象事業者は、助成対象事業に係る書類について、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間、保管しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、助成対象事業者に対し、報告を求め、若しくは事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類等若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。